福井県園芸拠点施設再整備基本計画策定支援業務委託プロポーザル募集要領

１　業務の目的

福井県園芸拠点施設（園芸ＬＡＢＯの丘）は、平成29年に基本計画を策定し、体験や学習を通じて楽しみながら園芸について理解を深めることをコンセプトに令和元年に開設した。

開設から約６年が経過し、現在、来場者数は年間約５万人、うち体験講座の受講者数は１万を超え、「農」や「食」について体感できる施設として定着した。

　　　一方、令和６年３月に北陸新幹線の開業により、福井県への注目は高まっている。

この機を捉え、園芸ＬＡＢＯの丘の来場者数を拡大するため、再整備に向けて基本構想を策定した。

本業務は、基本構想をもとに、来場者数を拡大するための導入機能、ゾーニング、概算事業費等を取りまとめた基本計画策定を支援することを目的とする。

２　業務概要

（１）業務名

　　　　福井県園芸拠点施設再整備基本計画策定支援業務

（２）業務概要

　　　　別添「福井県園芸拠点施設再整備基本計画策定支援業務仕様書」のとおり

（３）履行期間

　　　　契約締結日から令和７年１２月５日（金）

（４）見積限度額

　　　　１３，０００，０００円以内（消費税及び地方消費税を含む）

３　参加要件

次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

（１）福井県財務規則（昭和３９年福井県規則第１１号）第１４６条に規定する競争入札参加資格を有していること。

ただし、後段５（１）に定める参加申込書の提出時に競争入札参加資格を有していない場合においても、本県に対して地方自治法施行令第１６７条の５および福井県財務規則第１４６条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

　　　　※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロードできる。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

（３）参加資格の決定の日において、福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

（４）民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団およびその利益となる活動を行う者でないこと。

（６）福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。

（７）共同事業体の場合は、共同企業体協定書を締結しており、全ての構成員が、（１）から（６）までの要件を満たしていること。

（８）共同企業体の各構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件の企画提案に参加していないこと。

（９）公告業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること。（共同企業体にあっては、構成員のうち１以上の者が実績を有すること。）

４　プロポーザル審査のスケジュール等

（１）スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 日程 |
| 募集要領等の公表期間 | 令和７年　５月１３日（火）～５月２６日（月） |
| 質問および参加予定受付期間 | 令和７年　５月１３日（火）～５月１９日（月） |
| 質問回答 | 令和７年　５月２３日（金） |
| 参考資料の閲覧 | 令和７年　５月１３日（火）～５月２６日（月） |
| 参加申込書・企画提案書受付期間 | 令和７年　５月１３日（火）～６月２日（月） |
| プレゼンテーション及び審査 | 令和７年　６月（予定） |
| 契約締結手続き | 令和７年　７月（予定） |

（２）募集要領等の配布

①配布期間 令和７年５月１３日（火）～５月２６日（月）

②配布場所 福井県農林水産部園芸振興課

〒９１０－８５８０ 福井市大手３丁目１７－１

③配布方法 募集要領等は、園芸振興課ホームページからダウンロード

④参考資料の閲覧

ア 資料　

　園芸LABOの丘の設計図等

（園芸LABO・展示ハウスの平面図、施設の電気・給水設平面図、植栽関係、備品一覧）

　　　 　イ 連絡先

下記「１２ 書類提出先及び問合せ先」に同じ

ウ 閲覧場所

下記「１２ 書類提出先及び問合せ先」に同じ。

なお、遠方により閲覧が難しいなどの場合は別途協議する。

（３）質問および参加予定の受付と回答

本プロポーザルに関する質問および参加予定を次のとおり受付し、質問に対して下記のとおり回答する。

① 受付期間

令和７年５月１３日（火）～５月１９日（月）　１７時まで

ただし、月曜日～金曜日の１７時以降、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日を除く。

② 提出場所

下記「１２ 書類提出先及び問合せ先」に同じ

③ 提出方法

「様式１」により、電子メールで送信すること。送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

④ 質問に対する回答方法

電子メールで５月２３日（金）までに回答を送信する。

５　参加申込書の提出

（１）参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

①提出書類及び部数　 次の書類について提出区分に従い、各１部を提出

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | 留意事項 |
| 参加申込書【様式２】 |  |
| 参加資格誓約書【様式３】 | 印鑑は実印を押印すること |
| 事業者概要書【様式４】 |  |
| 類似業務実績書【様式５】 |  |
| 共同企業体協定書 | 共同企業体での申し込みの場合 |

② 提出期限

令和７年６月２日（月）１７時（必着）

③ 受付期間

　令和７年５月１３日（火）～６月２日（月）１７時まで

ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日を除く。

　　 ④ 参加辞退

参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退書【様式６】を速やかに提出すること。

⑤ 提出方法

・持参の場合 　下記「１３ 書類提出先及び問合せ先」に事前に連絡の上、平日の午前８時３０分から午後５時１５分までの間に持参すること。

・郵送の場合 　封筒に「福井県園芸拠点施設再整備基本計画策定支援業務関係書類在中」と朱書きの上、配達までの送達過程の記録が確認できるよう簡易書留等 にて郵送すること。

・電子メールの場合　送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

⑥ 提出先

下記「１２ 書類提出先及び問合せ先」に同じ

（２）参加申込資格の結果の通知

　　　参加申込を提出した者については、参加資格要件を審査し、その結果を６月５日（木）までに電子メールにて通知する。

６　企画提案書の提出

①提出書類及び部数

企画提案書、業務実施体制、業務実績（任意様式のもの）を１０部、参考見積書を１部、提出

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | 留意事項 |
| 企画提案書 （任意様式） | ① Ａ４版、左綴じとすること。  （図表等は必要に応じてＡ３サイズの折り込みも可）  ② 表紙に「福井県園芸拠点施設再整備基本計画策定支援業務提案書」及び「業者名」を記載すること。  ③ 基本構想に基づき、周遊施設からの誘客、教育旅行の受入、関係施設の連携等について、再整備のイメージ、コンセプトなど、別添の仕様書の内容を含んだ具体的な提案であること。  ④ 提出できる企画提案は１案とする。  ⑤ 受付期限後の企画提案書の再提出や追加、差替え等は認めない。  ⑥ ページ数に制限は設けないが、２０分のプレゼンテーション審査で説明できる範囲とすること。 |
| 業務実施体制（任意様式） | ① 人員配置、経験、資格等に関して記載すること。  ② 業務実施スケジュールに関して記載すること。 |
| 業務実績（任意様式） | ① 過去の類似の業務実績について記載すること。 |
| 見積書（任意様式） | ① 見積限度額　13,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。なお、見積限度額を上回った場合は、審査の対象としない。  ② 見積額の積算根拠が分かるよう内訳を記載すること。 |

② 提出期限

令和７年６月２日（月）１７時（必着）

③ 受付期間

　令和７年５月１３日（火）～６月２日（月）１７時まで

ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日を除く。

④ 提出方法

・持参の場合 　下記「１２ 書類提出先及び問合せ先」に事前に連絡の上、平日の午前８時３０分から午後５時１５分までの間に持参すること。

・郵送の場合 　封筒に「福井県園芸拠点施設再整備基本計画策定支援業務関係書類在中」と朱書きの上、配達までの送達過程の記録が確認できるよう簡易書留等にて郵送すること。

・電子メールの場合　送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

⑤ 提出先

下記「１２ 書類提出先及び問合せ先」に同じ

⑥ 留意事項

ア 一提案者が複数の企画提案をすることは認めない。

イ 本審査会に係る経費は全て提案者の負担とする。

ウ 提出された書類は、一切返却しない。

エ プロポーザルで知り得た内容については、口外しない。

オ 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

７　審査会（プレゼンテーション）の実施

（１）日時及び場所

企画提案書を提出した参加資格を有すると認められた事業者に対し、別途通知する。

（２）実施方法

選定審査会を開催し評価する。

① 説明者は４名以内とする。（共同企業体の場合は６名以内）

② プレゼンテーションは提出した企画提案書に基づき、２０分以内とする。

　 なお、追加資料は認めない。

③ プレゼンテーションにおいて、パワーポイント等を用いる場合は、福井県の用意するプロジェクター（接続：ＨＤＭＩケーブル）を使用することができる。その際は、ノートパソコンを持参すること。

④ プレゼンテーション終了後、質疑時間（１０分）を設ける。

⑤ プレゼンテーション及び質疑応答は非公開にて実施する。

８　選定方法

（１）審査項目

選定審査会は、プレゼンテーションに基づき、次の項目について総合的に審査し、評価する。

|  |  |
| --- | --- |
| 審査項目 | 審査内容 |
| 全体 | 業務目的や背景等を十分理解しているか。 |
| 提案内容 | 基本構想をもとに、周遊施設からの誘客、教育旅行の受入、関係施設の連携等について、実現性のある機能・施設計画やそのコンセプトが具体的に示されているか。 |
| 実施体制 | 本業務を実現できる人員配置や役割分担がされているか。  本業務の履行に必要となる現実的なスケジュールが示されているか。 |
| 業務実績 | 類似業務の履行実績があり、今回の業務を実施する上で、十分な経験を有しているか。 |
| 見積書 | 提案内容と見積額が妥当であるか。 |
| その他 | 独創性のある提案がされているか。 |

（２）優先交渉権者の決定

審査会において総合的に評価し、最も優れた者を優先交渉権者として選定する。なお、 優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とする。

（３）審査結果の通知

選考結果については、審査会参加者全員に対して通知する。

①通知方法

応募者の代表者（担当者）宛電子メールにて通知

②通知予定日

令和７年６月中旬～７月上旬とする。なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

９ 契約の締結

審査の結果、選定された優先交渉権者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、契約を締結する。 したがって、優先交渉権者の決定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

１０　失格要件

次に掲げる要件に該当する場合は失格とする。

（１）提出書類の不足、虚偽の記載があった場合

（２）本実施要領に定める提出書類の作成及び条件等を逸脱した提案であった場合

（３）指定する審査会の集合時間に遅刻した場合

（４）審査の透明性、公平性を害する行為があった場合。

（５）審査員に対し、選定に係る接触の事実が認められた場合

１１　その他の留意事項

（１）提出書類の作成やプロポーザルに係る一切の経費については、事業者の負担とする。

（２）全て提出書類は返却しない。

（３）提出書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがある。

（４）本プロポーザルにより知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

（５）本実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその関係法令 並びに個人情報の保護に関する法律、福井県財務規則及びその他の福井県が制定する関係条例、規則等に従うものとする。

１２ 書類提出及び問合せ先

福井県農林水産部園芸振興課経営体育成グループ　担当：竹内、車

〒９１０－８５８０ 福井県福井市大手３丁目１７－１ 県庁舎８階

ＴＥＬ ０７７６－２０－０４３１ ＦＡＸ ０７７６－２０－０６５０

E-Mail engei@pref.fukui.lg.jp